平成２７年（フ）第２０８号
岡山市北区奥田南町４番51号サウス・リモンＢ101、旧住所岡山市南区新福２丁目６番１号グランドール新福102
債務者　高橋　裕司
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
徳島県徳島市八万町夷山128番地の５　富永民方、旧住所徳島県徳島市八万町弐丈66番地の２
債務者　福本　清和
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹谷　正廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島1667番地
債務者　藤原　　隆
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９号
宮城県登米市登米町寺池鉄砲町21番地
債務者　五十嵐みち子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１４２３号
大阪府豊中市服部本町３丁目９番３号
債務者　山口　和惠
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３６号
大阪府茨木市南耳原１丁目６番32号　アヴニール103号
債務者　三田沙也加
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２７号
大阪府箕面市石丸３－７　ロイヤルヒルズ箕面Ｈ－201、住民票上の住所大阪府箕面市西宿１丁目７番７号
債務者　アクト工房こと　原　　淳一
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２８号
大阪府箕面市石丸３－７　ロイヤルヒルズ箕面Ｈ－201、住民票上の住所大阪府箕面市西宿１丁目７番７号
債務者　原　　佳世
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４９号
大阪府枚方市氷室台１丁目７番２号
債務者　えむばっぐこと　前田　一弘
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２９号
大阪市西成区南津守１丁目１番２－505号、事業所所在地大阪市西成区橘３丁目10－16
債務者　ヘアースタジオＫ－ＷＡＶＥこと　岡野　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２０５号
大阪市平野区喜連西５丁目４番17－702号
債務者　平松　理加
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０９号
大阪府枚方市星丘３丁目３番32号
債務者　森　　昌樹
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７号
埼玉県川越市南台３丁目２番地17　ルネス桜暮Ｉ番館301号室、前住所埼玉県狭山市大字北入曽755番地の１　１－510
債務者　大河原　豊
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９７号
埼玉県川越市岸町１丁目３番地５　早茂マンションＡ－106号室
債務者　野月　光浩
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２０１号
埼玉県入間市大字下藤沢1093番地１　ベルメゾン藤沢105
債務者　木村　勝志
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１３号
埼玉県坂戸市溝端町１番地　３－410
債務者　福島　美香
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３８号
埼玉県日高市武蔵台７丁目６番地５
債務者　高木　花菜
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部